

平成18年度 第2回帯広市健康生活支援審議会 議事録

平成18年11月29日(水) 19:00~
市役所 10階 第6会議室

会議次第

助役挨拶

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成18年度第1回会議の議事録確認
- (2) 平成17年度主要な施策の成果及び決算について
- (3) 市役所組織機構の見直しについて
- (4) 帯広市障害福祉計画について
- (5) その他

3. 閉 会

出席委員 順不同

吉田委員、堀委員、塩野委員、上徳委員、有田委員、梅安委員、渡邊委員、鈴木委員、村上委員、前田委員、若林委員、阿部委員、畑中委員、山口委員、野水委員、一ノ渡委員、高橋委員、白神委員(23名中 18名出席)

議事録

(事務局)

本日は、お忙しいところを「帯広市健康生活支援審議会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは開催にあたりまして、河合助役よりご挨拶を申し上げます。

(河合助役)

皆様、こんばんは。助役の河合でございます。

本来ですと、市長がまいりましてご挨拶をさせていただく予定でしたけれども、急な用務がはいりまして、出席かなわず、市長に代わりまして、私よりご挨拶させていただきます。

本日はお忙しいところ、また夜分にもかかわらず、お集まりいただきまして大変有り難うございます。

また、皆様には日頃より市政に対しまして、さまざまな観点で多大なるご協力、ご助言を賜り、この場をお借りし、改めてお礼を申し上げます。

この審議会は、保健・医療・福祉の総合的な調査審議を行う機関として、数多くの重要な案件、さらには各種計画の評価点検等々、ご意見をいただいているところであり、本市の保健医療福祉施策への取り組みにあたりまして、重要な役割を担っていただいていると

考えております。このことにつきましても改めてお礼申し上げますところであります。

そうしたなかで、今年度、私ども、4月に保健福祉センターを開館させていただきました。健康づくりや子育て支援事業を実施しているところでありますが、市民の皆様から一定の好評をいただいているものと捉えております。

また、9月にはグリーンプラザが改装全面オープンをし、高齢者の皆さんの生きがい活動、地域福祉活動の拠点として、大変多くの皆様方の利用をいただいているところであります。

また、明年度になりますが、市の大幅な機構改革を予定しております。今、取り組みを進めているところですが、15年ぶりぐらいの大幅な機構改革となり、今、議会の方にもご提案をさせていただいているところです。特にこの場でお話をさせていただきますと、保健福祉関係の部のあり方、課のあり方、こうしたことの取り組みも進めてございます。さらには執務室、現在一階にございますけれども、非常に狭隘ということで、その辺の改善といえますか、こういったことの取り組みも合わせて検討をさせていただいているところです。いずれにいたしましても市民の皆さんにわかりやすい、更には効率的な事業が実施できるよう万全の体制を整えるよう取り組みをしていきたいと考えているところであります。

また、この時期、来年度の予算編成作業がスタートしたところであります。

本市の財政状況は、以前に増して大変厳しいものがございますが、とりわけ、保健・医療・福祉に関しましては、市民生活の柱になるものと考えてございます。

本審議会の各委員の皆様から専門的見知からのご意見をいただきながら、更には市民の皆さんと知恵を出し合いながら、施策の推進に一層努めていかななくてはならないと考えているところであります。

本日も、報告事項等を含め、何点か議題がございます。

委員各位の皆様のご提言、ご意見いただくことをお願い申し上げて、大変簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申しあげます。

(事務局)

河合助役におきましては、ここで退席させていただきます。

1. 開 会

(事務局)

それでは、ただいまより平成18年度第2回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会には、審議会委員23名中18名の皆様のご出席をいただいております、本審議会は、審議会条例第7条第3項により成立しております。

なお、本日の出席者につきましては、お手元の座席表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

次に、本日の議題についてであります。お手元の会議次第のとおり予定しております。ここで本日使用いたします資料について、ご確認させていただきます。

お手元の会議次第の下の方に記載しております配布資料一覧をご覧ください。

資料1から資料5までの資料は、事前に郵送させていただいております。

資料1は前回会議の議事録案、資料2は平成17年度主要な施策の成果、資料3は平成17年度決算状況、資料4は市組織機構の見直しについて、資料5は帯広市障害福祉計画の骨子についてであります。

資料が不足している場合は、事務局までお知らせください。

2. 会 議

(1) 議事録確認

(事務局)

それでは会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては会長にお願いいたします。

(会長)

おばんでございました。夜分お忙しいなかお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今日は第2回の審議会ということで、専門委員の方は出席されず審議会委員だけの開催ということになりますのでご理解いただきたいと思います。

ここ2～3週間くらいの間で開催した各部会でもいろいろご意見があったことと思いますが、本日は平成17年度の決算、あるいは助役の話にあった帯広市の機構改革ということが大きな問題になっているようでございますので、各部会にとどまらず各委員のご意見をいただければ良いのではないかと考えておりますのでよろしくご意見申し上げます。それでは、会議に入らせていただきます。

はじめに議題の(1)議事録の確認についてであります。資料1、前回の審議会の議事録をご確認させていただきたいと思っております。この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

議事録につきましては、皆様に事前にお送りしておりますが、これに関しまして、何かご質問ご意見があればいただきたいと思います。

【特になし】

(会長)

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

次に、議題の(2)平成17年度主要な施策の成果及び決算についてを議題といたします。事務局、説明願います。

(事務局)

平成17年度主要な施策の成果及び決算についてご説明いたします。

資料の2と3になります。まず資料の3の平成17年度決算状況について、先にご説明いたします。資料は平成13年度から平成17年度までの5ヵ年度の決算の推移を掲載しております。表の上が一般会計、下の表が介護保険会計となっております。

まず一般会計にかかる決算状況についてご説明いたします。

保健福祉部が所管いたします科目につきましては民生費と衛生費からなっております。

民生費の内訳といたしましては、主に民生委員や総合福祉センターに要する経費、あるいは在宅高齢者や障害者を対象といたします各種支援事業に要する経費などの社会福祉費、公立私立保育所管理運営や児童手当、児童扶養手当など各種手当に要する経費、子育て支援に要する児童福祉費、重度心身障害者医療費特別給付などの医療給付費、そして生活保護費関係であり、平成17年度の欄の上段の網かけ部分をご覧いただきたいと思いますが、決算額といたしましては151億4048万4千円となっております。同じ表の中段に網かけをしている欄が衛生費です。これは保健衛生や救命救急センターに要する経費などの保健衛生総務費、夜間急病診療費や予防摂取に要する経費などであり、決算額といたしましては15億5052万7千円となっております。

民生費、衛生費の合計は二重線で囲ってあります欄に記載しておりますが、166億9101万1千円となりました。この決算額は平成16年度と対比いたしますと4.9%の増加となりました。またこの決算額の財源内訳はお示ししておりますが、一般会計総額に対する割合は23%となっております。この数字は年々高い比率を示してきております。

またこの表の右側のほうに目をやっていたきたいと思います。扶助費の推移を載せておりますが、この扶助費というのは生活保護費や身体障害者支援事業、子育て支援事業など、社会保障制度の一貫として支出されている経費であります。

この扶助費の一般会計の中で占める割合が年々増加してきております。これは一般会計の総額そのものが緊縮財政の中にあり分母が小さくなっていく中で社会保障に要する経費が増加していることが要因となっております。

次に資料の下段に介護保険会計の決算の推移をお示ししております。

平成17年度の決算総額は、平成17年度の欄の一番下の二重線の網かけをしているところをご覧いただきたいと思いますが、71億6493万7千円となっております。

この中で特に表の真ん中あたりに保険給付費のところに網かけをしておりますが、ここに掲載しております数字が在宅で介護サービスを利用された場合の経費ですとか、施設入居に要する経費などで介護保険の実質の給付費でございます。平成17年度で68億5048万2千円となっております。平成13年度から比較いたしますと45%の増加となっておりますが、平成16年度対比では1%の増加に留まっております。

この要因でありますけれども、施設介護サービスのうち介護療養型医療施設が17年度の中で医療療養型に転換したというようなことが大きな要因となっております。

また右側の表でありますけれども介護保険料の3年毎の会計の状況をお示ししております。上から第1段階、第2段階、第3段階とありまして第3段階の欄をごらんいただきました

いと思います。この額が基準額としておりまして、平成12年度からの3カ年は年額で37,200円、月額3,100円。平成15年度からは年額41,520円、月額3,460円。今年度からは制度変更により第4段階となっておりますが、年額で50,280円、月額4,190円に改定させていただいております。以上が決算状況でございます。

次に主要な施策の成果についてご説明いたします。

資料の2をご覧くださいと思います。帯広市の第5期総合計画は平成12年度から21年度までとなっておりますが、その中で街づくりの目標といたしまして、安心安全都市、産業複合都市、環境共生都市、生涯学習都市、そして広域連携都市の5項目を柱として進めてきております。その項目のうち保健福祉部で実施しております各種事務事業は安心安全都市に関わるものであります。平成17年度におけるこれらの施策の基本姿勢といたしましては財政状況を勘案しつつ、少子あるいは高齢社会への対応を始め、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる総合的な施策を進めるということで執行してまいりました。

資料は主要な各種事業の実施状況について記載しておりますが、これら事業の実施状況につきましては各部会にてご報告させていただいておりますので、ここではポイントを絞り説明させていただきます。1ページをお開きください。

第1節保健医療のうち、(3)保健福祉センターの充実につきましては、北海道森林管理局の旧庁舎を取得し、保健福祉サービスの中核的施設として改修工事を行い、今年度から供用を開始しております。この間、当審議会からは様々な角度からご意見をいただき、改めてお礼申し上げます。

2ページにまいります。成人保健活動の充実では、真ん中の表になりますが、検診実施状況のうち子宮ガンについては対象年齢を30才以上から20才以上に引き上げるとともに乳ガン検診はこれまでの手触診に加えマンモグラフィーによる検診を実施いたしました。

また前立腺癌については実施利用機関をこれまでの泌尿器科に加え、基本健康審査を実施している医療機関に、更に骨粗相症検診につきましても、これまで保健課で実施していたものを、骨量測定できる市内の医療機関に拡大し実施いたしました。

これら検診の受診率につきましては、これまで上昇傾向にありましたが、平成17年度から一部の検診において頭打ちとなっておりますことから、受診率の向上に向け今後も努力してまいりたいと思います。

次に5ページをご覧くださいと思います。第3節高齢者福祉のうち(1)社会参加機会の拡充に高齢者バス券の交付実績を記載しております。この事業につきましては、平成17年度から対象者を70才以上の高齢者全員から70才以上の高齢者のうち市民税非課税世帯に限定し、年間8,000円相当分のバス券を交付いたしました。対象者11,546人のうち8,450人にバス券を交付いたしましたが、交付率は72%でありまして、交付したバス券の利用率も61%と当初見込みより少ない実績となりましたことから、この制度につきましては高齢者の方々に利用しやすい制度とするため、現在アンケート調査を実施しておりまして、これらを通しましてニーズの把握に努め、明年度に反映させてまいりたいと考えおります。

次に8ページの一冊下になります。障害者福祉では居住環境の設備といたしまして、車

椅子で利用可能な機能を併せ持つオストメイト対応トイレとして市役所庁舎、旧総合福祉センター、帯広の森スポーツセンター、文化ホール、動物園の5箇所のトイレを整備するとともに、各コミセンや公園施設など190カ所のトイレにも簡易改修として棚やフックを付けるなど設置いたしました。

次に9ページです。第5節児童福祉(1)保育所の整備につきましては、すずらん保育所の移転改築を行い、これにつきましては2月16日に竣工し、今年度から延長保育や一時保育などの特別保育を実施しております。また保育サービスの充実では(3)の僻地保育所、それから10ページの(2)放課後児童対策である学童センターの開所日数を288日から292日に拡大するとともに、開所時間も従来の8時30分から17時までを7時45分から18時まで延ばいたしました。

また同じ10ページの一番上の(1)子育て支援体制の充実といたしましては、稲田保育園に市内5カ所目となります地域子育て支援施設を開設するとともに、生後7カ月の乳幼児に絵本を配布する「本との出会い事業」を新たに開始しております。

次に11ページ第6節アイヌの人たちの福祉につきましては、民族文化の理解促進を図るとともに生活相談員による生活、健康等への指導援助を行ってきております。

次に12ページ、社会保障(1)社会保障制度の運用についてですが、一番上の右側をご覧くださいと思います。本年3月末現在の被保険者数ですが帯広市の総人口17万893人に対しまして、第1号被保険者、65才以上の高齢者数ですが32,683人、高齢化率19.1%となりまして、これは平成16年度の高齢者人口と比較いたしまして1,315人、4.2%の増加となりました。

次に下の表の要介護認定者数は合計5,852人で平成16年度と比較いたしますと、506人、9.5%の増加となります。

次の表サービスの利用状況ですが、居宅サービスで延べ39,703人、平成16年度比較で4,603人の13.1%増、施設サービスは延べ10,826人、平成16年度対比で666人、5.8%の減となりました。この施設サービスの減につきましては介護療養型医療施設が医療療養型施設に転換したものであります。

最後に13ページ、生活の援護、生活保護でございます。生活保護につきましては地域経済の低迷の長期化、あるいは高齢化の進展など主な要因といたしまして11年度以降増加を続けております。表の下の方に生活保護の月平均の受給世帯数を記載しておりますが、月平均で2,475世帯、平成16年度前年度対比で111世帯、4.7%の増、月平均の生活保護受給人数は3,637人、前年度対比で122人、3.7%の増となっております。これらの生活保護受給者に対する自立支援といたしましては、昨年度から帯広市公共職業安定所と連携いたしまして、生活保護受給者等就労支援事業を開始いたしまして、17年度では19名、また今年度は10月末ですが27名の就労が決定しております。

主要な施策の成果については以上です。

(会長)

ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたが、この件に関してご質問、ご意見ある方いただきたいと思っております。

【特になし】

(会長)

委員の皆さん特に無いでしょうか。無ければ私のほうから1点だけ。

今、助役さんもお話になっていましたけれど保健福祉センターが東の方に移転いたしました。この審議会でも非常に大きな話題で、いろいろご意見をいただいて、実際に動き始めた訳でありますけれども、私たち審議会としてはその動きを検証するというか見守っていかなければならないと立場もありますので、そこで保健福祉センターがオープンしてから市民、利用者から良い面も悪い面も含めて、事務局の方からもそういう評価の受けることがありましたらちょっとご説明していただきたいと思ひますし、またオープンして新たな事業を開始されたとか、そういうこともありましたら説明願ひたいと思ひます。

(事務局)

保健福祉センターの整備に関しましては、皆様方に計画段階からご意見、ご協力をいただきましたことに対して改めて感謝申し上げます。

最初に、利用される市民からどのような評価が届いているかということですが、子育てサークルが親子共々、自主活動できる専用の場としての子育て活動室、それから遊びを通じた親子ふれあいの場として自由に利用できます乳幼児プレイルームの整備は好評を受けております。また4ヶ月児の乳幼児健診とBCG接種を同時に実施することにより保健福祉センターへの来所回数が以前に比べ1回減ったことと、また新しい母子相談室及び健診室でプライバシーが守られていることに対しても好評を受けております。

このほか我々に届いていないマイナスも含め、さまざま評価があると思ひますが、今後とも利用者への声に耳を傾けながら保健福祉センターの機能を十分発揮できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、保健福祉センターの機能及び事業内容のPRを今後とも進めてまいりまして、保健福祉センターの利用や事業参加への促進を図ってまいりたいと考えております。

参考までに申し上げますと10月末日までの7ヶ月間の保健福祉センターの利用者は、39,112人となっております。保健福祉センターの年間利用者は65,000人と推計しておりました。この推計を7ヶ月に換算しますと37,917人となり、10月までの利用者数39,112人と比較しますと実績で1,195人多くなっております。

次に、新規事業の実施状況ですが、新たに設けました3センター、子育て支援総合センター、障害者生活支援センター、地域包括支援総合センターで受けました合計の相談件数は、これも10月末ですけれども1,104件となっております。内訳は、子育て支援総合センターで797件、障害者生活支援センターで187件、地域包括支援総合センターで120件となっております。

また子育て活動室、それから乳幼児プレイルームの利用者はこれも10月末現在ですけれども、それぞれ3,238人、6,025人となっております。10月末までの保健福祉センターの利用者の占める割合は子育て活動室が8.3%、乳幼児プレイルームは15.4%となっております。

次に保健事業のうち新規事業の実施状況ですが、昨年まで実施してきました機能訓練事

業を再編いたしましたして、高齢者・身体障害者体力向上トレーニングとして4月から実施しております。また、新たに整備しましたリラクゼーション室の利用体験を4月から実施しており、健康づくり評価事業は1日コースを5月から、3ヶ月コースは7月から実施しております。高齢者、身体障害者、体力向上トレーニング事業につきましては、9月末現在でありますけれども、延べ1,490の方が参加利用しております。

次にリラクゼーション室の利用体験につきましては、予約制になっておりますけれども、これも9月末現在でありますけれども、メディカルチェアが定員360に対して利用者が328人、それからリラクゼーションカプセルが定員180に対して利用者が170人となっております。

次に5月から実施しております健康づくり評価事業の1日コースですけれども、これは1日で健康状態の測定から結果説明、健康増進に向けたプログラムを提供しておりますが、これも9月末現在までですけれども、定員100名に対しまして80名の方が参加しております。

最後に健康づくり評価事業の3ヶ月コースですけれども、これはメタボリックシンドロームに着目いたしましたして、健診などで、肥満、高脂血症、高血圧、それと糖尿病に関する項目で要指導となった35才以上の市民を対象といたしまして、生活習慣病予防を目的に7月から実施しております。栄養、体力、ストレスを測定からプラン提供までを最初の2日で行いまして、3ヶ月後の再測定で実践の効果を測定しております。

3ヶ月間の実践期間には、この他に栄養、運動ですとか、リラクゼーションとかの各講座も提供しております。この事業に参加する方は、これも9月末現在ですけれども延べ201人となっております。こうした新規事業は始めましてからまだ日も浅いことから、市民への定着を図るため、今後とも一層の市民への周知を図りながら、事業内容の充実に努めていきたいと考えております。説明は以上であります。

(会長)

ありがとうございました。概ね、評判がいいようで利用者も増えているようですけれども最後に私の方から一言。交通の便に関して色々ご意見、過去にもあったと思いますけれどもその点に関しまして、市民の方から何かありますでしょうか。

(事務局)

具体的には、我々の方にはありません。ただ事業参加する方で「前に比べると遠くなったね」という感想を述べられている市民は何人かおりました。

(会長)

わかりました。ありがとうございました。他にご意見、ご質問のある方、どうぞ。

(事務局)

よければ教えていただきたいのですけれども、最近、私達高齢者を取り巻く問題というのが毎日のように新聞等でも取り上げられて問題になっている部分が多いと思います。介護保険のことで随分と厳しくなってきた、介護保険の対象がだんだんとランクが下がっ

てきて「あなたは大丈夫です」といって、今度、施設から家の方に戻されるというか、そういうような例もあるかもしれません。考えてみますと年々老人の数も報告のとおり増えております。

それで先日ちょっと読んでおりましたら、このシニアライフという本ですけれども、これを見ておりましたら特定高齢者というのが出てきたわけですね。今まで私、特定高齢者なんていうのは聞いたことがなかったのですけれども、どういうことかなと思ってずっと読んでいきましたら、結局、介護1、2に該当するその前の人たち、それが特定高齢者ということで結構いるそうなのですよね。

各市町村で特別に該当項目を作っているそうなのですが、国の方でも作っていて、ところが国の方の該当基準というものが随分厳しくて、市町村で作った分では統一的なことはできないので、もう一度検討してみたいかがでしょうかと書いて下ろされてきていると書いてあるのですよね。そういうのを帯広市で実際お作りになっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(会長)

どうでしょうか事務局は。今の質問の意味は理解できたと思いますので帯広市の立場とどうか。

(事務局)

ご説明申し上げます。特定高齢者というのは、実は介護保険の改正によりまして、この4月から始まりまして、このままでいくと高齢のために生活機能全般に劣って何らかの介護状態の恐れにある直前の方を指す言葉であります。

法改正によりまして、そういう方を対象に予防事業を始めていますけれども、これは総枠の中では介護保険法の中で実施しております。ただ介護保険から出ますサービスに対する報酬は使っておりません。

その担当は今のところ保健課でやっておりますけれども、基本健康審査、健康診断を受診される際に、国が定めた生活機能のチェックという表があるのですが、それは自主的に実施される方に書いていただきまして、健診内容と総合的に判断し、生活機能が何らかのかたちで落ちているという方を抽出しまして、その健診結果が保健課に戻ってきます。

その中で国の定めた基準に基づきまして、このままでいったら介護状態になる恐れがある方に、保健課の方で事業の内容を説明して、地域包括支援センターというのがあるので、そこでそれぞれの方に対するプランを作成しまして、市内8つの生活圏域に分けたところ2ヶ所ずつで、会場に運動器具とかですとか、そうしたサービス事業を展開している民間の方をお願いしまして、介護予防を実施しています。

帯広の場合は、生活機能のチェックもそうですし、恐れのある方、特定高齢者の抽出について国の基準に基づいて実施しておりますが、これは全国的な傾向なのですが、実態としては国が見込んだほどの人数、特定高齢者がなかなか数が出てこないという状況になっておまして、非公式な情報ですけれども、国もその基準、具体的に言えば生活機能チェック表の見直しを今年度中にかけるという話は伺っております。以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

帯広市の場合には、特定高齢者は申請されるのと認められるのはどれくらい、数はある程度わかるのでしょうか。

(事務局)

これは市民の方が特定高齢者だと言って申請して認めるのではなくて、先程説明しましたけれども、基本健康審査を受けると同時に生活機能チェック表に記入していただいて、健康審査の結果と総合的判断をしてお医者さんに判断してもらうというのが1つです。

あとは地域包括支援センターで、地域にこういう方がいるというある程度の情報を持っていますので、そこを通して生活機能のチェック表に記入していただくなど、そこから上がってくるケースということになります。自分がそうかなと思って申し出てもらっても結構ですけれども、申請だけでは特定高齢者の候補者としては選ばれないということになります。

(事務局)

高齢者を取り巻く問題がだんだん切実になってきてましてね、よく質問を受けたりするのですが内容がよくわからないものですから説明が十分できないということで、こっちも勉強しなければならぬと思いますけれども、ありがとうございました。

(会長)

わかりました。行政の方からも十分説明してわかりやすいように広報などに載せさせたいと思います。それでは、他に無ければ施策と決算についてはこれで終わらせたいと思います。次に、議題の市組織機構の見直しについてを議題といたします。事務局から説明願います。

(事務局)

資料に入る前に見直しの視点について触れたいと思います。4つの視点からアプローチしておりまして1つは地域主権、自主自立の視点を柱とした自治体経営の確立。次に市民共同、市民参画の推進や少子化対策など今後の行政課題に対する組織の構築です。3つ目は、部、課等の統合廃止などの効率的な組織の実現、最後に市民にわかりやすく、市民と行政が連携しやすい組織機構の構築、この4つの視点からアプローチしております。

それではお手許の資料をご覧ください。保健福祉部につきましては相次ぐ法改正によりましてサービスが細分化、あるいは高度化し、行政の事務も大量になるとともに密度が濃くなっております。こうしたことから事務執行体制の適正化を図る観点、またもう一方、子供にかかる事務の集約により児童家庭課を分離することといたしました。

部の名称は現行のまま保健福祉部といたします。また保健課の業務である成人保健と母子保健を再編し、母子保健をこども未来部に移行し、成人保健に係わる業務につきまして

は、ポジティブヘルスの考え方から健康推進課として設置したいと考えております。

次のページにまいります。こども未来部の新設につきましては子育て支援、青少年の健全育成、少子化対策などが本市においても行政需要が大きいことから、関係する施策につきまして連携強化を図るとともに総合的に取り組むことによりまして、効率的な施策の展開を進めるため、こども未来部を設置するものであります。

児童家庭課はこども課に改めるとともに、国保課の乳幼児医療給付事務など関連する業務を集約いたします。また児童家庭課の子育て支援事務に母子保健の業務を集約して新設の子育て支援課として保健と福祉の一体的な取り組みを進めます。

教育委員会が所管していました青少年健全育成につきましては、それを集約するなかで青少年課が総合的に取り組みを進めるとともに、児童会館につきましても青少年の健全育成の視点から、こども未来部において担うものとしたところであります。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。今の説明について質問がある方、伺いたいと思います。

【特になし】

(会長)

今も話に出ましたように、この保健福祉部が2つに大きく分かれることとなります。各部会でもいろいろな意見とかが出たと思いますので、まず部会の方で機構が分かれることよっての問題点がもしありましたら、各部会の方の説明、事務局からでも結構ですからお願いしたいと思います。

(事務局)

組織機構の見直しにつきまして地域医療推進部会ではこども未来部、子育て支援課の新設を時代の課題、要求からするとすばらしいことであるとのことと、当然なのですがけれども見直し後の組織が円滑に機能するようにして、市民へのサービス向上につなげるよう気をつけて下さいという意見がございました。

健康づくり支援部会では特にご意見はございませんでした。以上であります。

(事務局)

高齢者支援部会の方でございますけれども、介護保険課、高齢者福祉課が中心で、組織が変わらないということで、ご説明させていただきましてけれどもご意見はございませんでした。

(事務局)

続きまして障害者支援部会の11月15日に開きました時に、ご意見いただきました中では、子供、あるいは子育てに係わることは大変重要な課題であるので、今回関係部署が集約されること、またはこども未来部というネーミングについても非常に期待がもてるということが各委員からご意見として頂戴したところでございます。

(事務局)

児童育成部会の方ではこども未来部ということで色々今回変わっております。今回の機構改革は焦点をどこに絞ったのでしょうかというお話がございました。

それで先程、最初の方にお話があったかと思うのですけれども、こども未来部は従来、国保課で行っていた乳幼児医療給付の事務、保健課の母子保健の事務、女性青少年課の青少年課健全育成や家庭教育学級の事務、あと青少年センターの事務、児童会館、学校教育所管の幼稚園の教育事務というところも、こども未来部の方に入るとということで、今までやっていたものに加えて子供に関係する施策の連携強化を図りましたというようにお話をさせていただきました。

それから障害児保育のことですけれども、今、障害児保育を受けている子供達が中学校に行った時の障害児の施策はどうなっているのですかということもご意見出ていましたし、幼稚園での障害児の受け入れの話も出ておりました。

特別支援教育についてもどのようになっているのでしょうかというお話もあったのですが、今、子供の成長とともに保育所、幼稚園から小学校へと上がっていくのですが、その幼児教育から学校の教育へ移行していく点では、当然こども未来部と教育委員会のところで、これからは連携が必要になってきますし、こどもプランでは20才になるまで一貫した体制づくりを目標にしているということもお話をさせていただきました。

子供の放課後の居場所作りについてはどうなのでしょうとお話がありました。

すべての子供を対象にして放課後の居場所作りを全国で進めているのですけれども、新しく取り組む自治体については学校の空き教室利用をるところもございませう。あと地域のボランティアの方の協力。既に放課後の児童保育を実施している自治体の場合は、現在の体制を活用しながら、学校との連携を図っていく方法も実際とっているところもあるのですけれども、帯広市のこれからの取り組みの中では総合計画の中で児童館の整備が計画されているというところで、これも含めてこれからは総合的に研究しながら考えていきたいというようにお答えしております。以上のご意見がありました。

(会長)

各部会で出たご意見を事務局から説明していただきましたけれども、このことに関してどなたかご質問あったらお受けしたいと思っておりますけれども。

【特になし】

(会長)

特になければ機構の見直しに関しては、市民サービスがより徹底されるように求めまして、この件は終わらせていただきたいと思っております。

次に(4)帯広市障害福祉計画についてを議題といたします。資料は事前にお配りしておりますので、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは帯広市障害福祉計画骨子について、ご説明をいたします。

お手許にございます資料のうち、右肩に資料5と記してあります資料をご覧いただきたいと思います。

本計画につきましては障害者自立支援法によりまして、平成18年度末までに策定が義務付けられているものでございまして、当事者の意見を計画に反映させるため、現在まで障害者を対象としたアンケート調査ですとか、障害者あるいは関係団体との意見交換会を実施してまいりました。

また去る8月25日に開催されました本審議会において、この計画の策定等に関することは障害者支援部会の所掌事務とされまして、同日の障害者支援部会において早速ご審議をいただき、また11月15日の部会でもご論議をいただいているところでございます。

現在までの進捗状況を申し上げますと、北海道が基礎数値を調整している段階でありますことから今日の審議会では計画の骨組みのみをご報告させていただきたいと思います。

資料の最初のページの上段の方に帯広市の障害者計画と今回策定いたします障害福祉計画の関係を整理しております。平成12年度から21年度までの10ヵ年計画であります帯広市障害者計画、左側に書いてあるものでございますが、これは本市の障害者施策に関する基本的な計画でありまして、その中の「第5章 施策の推進方向」の中で「2. 社会参加の促進、4. 在宅サービスの充実、及び5. 施設整備の推進」の各項目において、障害者皆さんの生活支援に関する施策の方向を定めております。

今回策定いたします帯広市障害福祉計画、右側の方でございまして、障害者計画の生活支援に関する内容を具体的に規定する計画でございまして、サービス種類ごとの必要見込み量、その確保の方策及び地域生活支援事業の実施方策等を明らかにするものでございます。

障害者自立支援法では、現行の施設を平成23年度末までに新しいサービス体系への移行を完了させるとしておりますので、障害福祉計画の数値目標を最終平成23年度に設定をいたしまして、そこに至る中間段階として平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とする今回の第1期計画を策定しようとするものでございます。

同じページの下段の方に計画作成のスケジュールを載せてございます。本日審議会でご報告をさせていただきまして、引き続き障害者支援部会で検討を進めまして、明年1月以降パブリックコメントにかけるなどして市民のご意見をお聞きし、2月には本審議会、あるいは市議会の厚生委員会等のご意見をいただいて、本年度中3月末までに成案としていく予定でございます。

次のページをご覧いただきたいと思いますが、次のページには市町村の障害福祉計画と北海道の計画において定める事項を対比して載せています。

一番上の吹き出しにありますとおり、施設等の入居者の地域生活への移行などに関する北海道の目標値をまず基礎にいたしまして、市町村毎の平成23年度の目標を設定したのち必要なサービス量を見込んで、その確保方策をまとめ、また相談支援を中心とした地域生活支援体制の構築などについて、障害福祉計画の中で定めるものでございます。

次のページ以降が障害福祉計画骨子の内容でございまして、一枚めくっていただきまして、下にページ番号1と記してありますページをご覧いただきたいと思います。

このページでは第1基本的事項の「1. 計画の目的」、及び「2. 計画の期間」につ

きましては先程ご説明したとおりでございます。

右側の2ページでございますが、第2基本の方針として「1. 目指す方向」及び「2. 作成の視点」を記載しており、当事者の皆さんへのアンケート調査を基に、下の方になりますが(1)地域生活への移行促進、(2)就労支援の強化(3)地域生活支援事業の以上の3つを重点的に取り組む事項といたしました。

次の一枚めくっていただきまして、3ページ、4ページと振ってあるところは、それぞれ数値目標の設定の考え方を記載しております。

尚、5ページ以降につきましては数値目標のイメージといたしまして、それぞれの項目と年度区分、その数値を入れる際に基本となります国の基本指針と北海道の作成指針の考え方等を参考資料として添付しております。概要でございますが、報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問などございますか。

このことに関しましては、障害者支援部会でも議論を重ねているところでございます。

(委員)

10月から施行されていて毎日のように新聞報道でいろいろ出ておりますけれども、通所についても在宅についても施設についても、利用者の負担の問題が、かなり2、3万円上がっている。あるいは在宅サービスなんかでは利用率が85%にしかになっていないですとか、いろいろな情報が出ておりますけれども、帯広市の施設に関してはどういう状況にあるかということと、それから明らかに利用者の負担は上がっているのだろうと思えますので、この負担に関して帯広市独自の施策、なんらかの軽減措置があるかどうかお聞きしたいと思います。

(会長)

事務局どうでしょうか、ただいまの質問に対して。

(事務局)

ただいまご質問いただきました利用者負担の関係でございますが、お話のとおりいろいろマスコミ等でも利用者負担が大変だということで、実は本年4月から障害者自立支援法が施行されまして、利用の量に応じて原則1割の負担を求める、定率負担を求めるといように制度が改正されました。

ただ国のほうでは、それぞれ月額の上限を設けるなどして、3年間の時限措置でありましたが、軽減制度を設けているところでございます。

帯広市といたしましては、国の制度だけでは利用者の方々の負担が大変重いということで独自の軽減制度を設けまして、例えば国の方は市民税が課税されている方はすべて一般世帯という扱いになりましたが、帯広市においては市民税が課税されていても所得税が非課税の方については低所得者として扱って、国の定めております低所得者層の方々

とあわせて10%、1割の負担ではなくて毎回5%に半減させる、そういうような独自の軽減制度をとっているところがございます。

そういうことがかなり効果があるようでございまして、現在のところ帯広市内におきましては、例えば利用負担増によって施設を出たとかあるいは通所をやめたとか、そういうような事例としては、ご報告は受けておりません。また利用率についても極端に下がったとか、そういうような実態にはないと捉えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

道内のある施設の中では他市町村からきている施設を利用されている方々に対して、他施設に対して引き取りをしていただけないかというようなことをしながら、入所の施設では入所要件がありますので、そこに合致しない人をできるだけ早く出すべく動いているという話を聞いているのですが、帯広の施設は今の障害程度区分だと5以上、50歳以上ですと4以上ですね一般的には、そういうような状況の中で施設にいられないような状況が出ているかどうか、5年間の経過措置がありますから5年間の中でいいのでしょうかけれども、たぶん毎年毎年介護報酬は、施設にいれば経過措置の中で下がっていくのでしょうか、施設の方もなかなか大変だという状況もあるのでしょうか、そういうようなこれから5年間の中の動き、直近で2、3年の動き、こういうあたりのところはどのように把握されていますでしょうか。

(事務局)

現在、それぞれ施設においても入所されている方々がどの程度の障害程度区分になるだろうかということ、それぞれ独自の調査等をされてお考えになっているようで、施設によりまして、ばらつきがあると思いますけれども、やはりある一定の割合の方々が、今、委員からご発言ありましたように、例えば一般の方であれば程度区分が4以上でないと入所し続けることはできないのですが、それよりも低い方がいらっしゃるようだとということで、それぞれ調査を独自にされている状況だと思います。

それぞれ施設の方々ともお話する機会があるのですが、将来に向けてできるだけ地域生活に移行できる方については施設から地域へということが今回の自立支援法の大きな狙いでもございますので、そういう受け皿をどのように整備していくかということが、特に今回の障害福祉計画の中でも大きなポイントになってくるというように考えております。

まだ具体的に、例えば今回の第1期計画の中で帯広市は何人の方という数値目標を出すというところまで、先程お話ししましたように数字は固まっておりますけれども、そういう数字の見極めとともに、それをどのように誘導していくかというようなことを、それぞれ障害者支援部会の中でも論議を深めさせていただきたいと考えております。

(会長)

よろしいですか。どなたか他に。

(委員)

非常に不勉強で、わからないのでお聞きしたいのですけれども、一番最初のページに書いてあります正しい障害者感の定着とありますね。一週間くらい前でしたでしょうか、ある報道関係を見ていまして、北欧の方の非常に福祉の進んでいる国々の障害者感というのを聞きまして非常に驚いたのですが、こんなに障害者というものの見方が違うのだなと、新しい見方で障害者を扱おうと考えているのだなと非常に共鳴した部分がございます、それで帯広市では正しい障害者感というのはどのようにとらえていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(会長)

非常に難しい質問だと思いますけれども、行政の担当の方でご理解している範囲で教えていただければと思いますけれども。

(事務局)

今、各委員のお手許にはご用意しておりませんが、既にお持ちかと思いますが帯広市障害者計画という冊子がございます。またお帰りになりましたらご覧をいただきたいと思うのですが、その中に今、委員からご発言ありましたように正しい障害者感の定着ということが特にソフト面、心の面というのでしょうか、非常に大事になってきております。

それで、例えばノーマライゼーションという言葉をお聞きになったことがあると思うのですけれども、障害のあるなしに関わらず皆さん一緒に同じ地域の中で生活していくことが、それが普通、ノーマルなのだということのノーマライゼーションの理念、それをいかに定着していくかということ、現在、各地域のそれぞれ推進していただく母体がございますので、そちらと協力しながら定着などを図っているところです。

(委員)

今の説明で、なるほど大体北欧と似た様な観点で考えられているのだなと知りました。

私も障害者というのは決して障害があるからかわいそうなのだ、だから助けなくてはいけないという観点ではなくて、例え障害があっても一人の人間としては当然価値ある存在だから、そういう人間としての温かい見守りの中で助けていく、援助していくということであれば大変良いので、あくまでも人間として認めながらお互いに成長していきたいという観点で進んでいくという感じのお答えがありましたので安心いたしました。

(会長)

この障害者自立支援法に関しましては、帯広市も私達も障害者部会も今議論をしていますし、お話があったように障害者の人達にやさしい立場に立つてできるようにそういう施策を私たち審議会でもお願いしたいと思いますし、行政の人達にもそういう気持ちで取り組んでいただくことでよろしいでしょうか。

それでは、この件について他になければ、(5)「その他」に入りたいと思います。

事務局より、日本赤十字社の献血ルームの状況について、ご説明したいとのもので、お時間をいただきたいと思います。

(事務局)

それでは私の方から去る10月17日付文書で北海道ブロック赤十字血液センター及び北海道釧路赤十字血液センターから帯広市長に申し入れがございました帯広すずらん献血ルームの一時休止の問題をご説明させていただきます。

一時休止の申し入れがございました帯広すずらん献血ルームにつきましては、市内東7条南9丁目に位置しております釧路赤十字血液センター帯広出張所の2階にございます。

平成元年の業務開始以来、血漿や血小板といった特定の成分だけを採血する成分献血を主体とした採血を行ってありまして、全血献血を行います移動献血車と一体となって地域の血液事業の推進が図られてきたところでございます。

申し入れ書によりまして、休止の理由といたしまして血液新法や改正薬事法に基づき、血液事業の運営や効率的な経営改善の必要性、血漿献血確保の見直しを背景として、北海道ブロック血液センターにおいて種々検討した結果、必要な成分献血確保数が少なくなり、他の施設と比較して効率性や費用対効果が低下していること、採血、血液を製造所のある札幌、釧路に運ぶ必要があること、日々の検診医師の確保に大変苦慮し、札幌・旭川から派遣していることなどが挙げられております。これらを総合的に判断し、献血ルームを来年度から一時休止するというところでございました。

また献血ルームの一時休止によりまして、帯広での成分献血は出来なくなるわけですが、赤血球製剤に不可欠な全血献血は引き続き移動献血車で行うほか、医療機関への血液供給業務につきましては、これまで通り行うとのものであります。

市といたしましては、本年8月、釧路赤十字血液センターから口頭で打診がありましてから何度かお話をさせていただいておりますけれども、この施設が担ってきた役割、これまでの経緯経過、実績等を踏まえまして休止は到底受け入れられるものではなく、これまで通り安定した血液の確保と供給が行われるよう日本赤十字社として総合的な視点に立って再検討し、地域事情を十分斟酌した対応をされるよう求めてきたところでございます。

しかしながら公式に申し入れがございましたことから、市として適切に対応するため血液事業の推進に密接に関わりがございます帯広市献血推進協議会の臨時総会を今月1日開催し、意見の把握に努めるとともに、今月16日に開催されました市議会の厚生常任委員会におきまして血液センターからの申し入れについて報告を行ったところでございます。

帯広市献血推進協議会の臨時総会では、血液センターからの説明と質疑応答だけで予定時間を超えてしまいまして、意見交換や方向性を見定める議論までには至らなかったことから12月4日に2回目の臨時総会を開催いたしまして、協議会としての対応などについて意見集約を図ることとしております。

また市議会では厚生委員会におきまして、関係機関に対しまして献血ルームの事業継続と施設機能の拡充を求める要望活動を行うことを議決し、今月21日に帯広市長と厚生委員会委員等が札幌に赴きまして、北海道ブロック赤十字血液センターを始め、日赤北海道支部、北海道等に対しまして要望活動を行っております。

尚、その折には医療提供者の立場から帯広市医師会の要望書を携えた事務局長も参加され、行動を共にしております。

北海道ブロック赤十字血液センターからは、要望内容を検討のうえ、後日改めて回答したい旨の返事をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても血液事業につきましては、法令等により国や北海道、市町村や日赤などそれぞれの役割分担の元で円滑な推進を図ることとされております。

今後につきましても帯広献血推進協議会をはじめ、関係機関等と連携をしながら血液の安定的な供給がなされるよう、また安心安全な血液事業の推進に向けて対応してまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。今、血ルームの推進委員会というのがあるのですけれども、そこでお話された流れ、日赤の考え方などご理解していただいたと思いますし、私も帯広医師会の方からでまして、行政も今回の場合は素早くやっているのではないかという印象は持っておりますけど、非常に事態は厳しい雰囲気のような感じでした。私ども事務局長が要望書を持って回った感じでは、なかなか難しいのではないのかなというお話を聞いておりますけど。

どなたか、このことについてもう少し教えてほしいとか、ご意見あれば伺いたいと思いますけど。

(委員)

私もライオンズクラブに入っていてまして献血の方のお手伝いをボランティアでさせていただいているのですけれども、血液献血ルームについては、いわゆる成分献血の方ですね、こちらの方はどれくらいの実績、利用があるのかお聞きしたいのですけど。確か成分献血は、血小板の関係は、確か有効時間が72時間だということを聞いておりますしね。どのくらいの実績があるかということをお聞きしたいと思っております。

(会長)

事務局どうですか。

(館長)

平成17年の実績で申し上げますと献血していただいている方、帯広市でございますけれども13,419人でございます。

そのうち成分献血が2,469人、残り10,950人が全血献血という状況になっております。

(委員)

必ずしも少ない数字じゃないと思うのですね。従って一生懸命努力をされているということでございますので、なんとか残す方向で更にご尽力をお願いしたいということでございます。

(会長)

そういうことでございますから事務局よろしく申し上げます。

だいたいこれで議題は終了いたしました。皆様大体頭に描いている時間まで10分くらいあると思いますから、この際ですから何かご意見、ご質問あれば伺っておきたいと思っておりますけれども。事務局に対する要望とかおありでしたらこの際ですから。

【特になし】

(会長)

無いですので事務局から連絡事項ありますか。

(事務局)

次回の審議会の開催予定でございますが、2月下旬を予定しています。改めまして日程調整の上、皆様にご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

以上をもちまして、今日の審議회를終了させていただきます。

長時間ご苦労さまでした。

【了】